一三〇　改良を実施すべき踏切道を指定した件　二七　38　一
一三一―一三三　都市計画に関する件　二八　七
一三四　高速自動車国道に関する件　二八　七
一三五　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示　二八　39　一〇〇
一三六　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示　二八　39　一〇一

○観光庁

一　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　六　五
二　旅行業法の規定に基づく旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件　六　六
三　旅行業法の規定に基づく業務の休廃止の件　六　六

○海上保安庁

六七　航路標識に関する件　一　七
八　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　二三　五五
九―一〇　航路標識に関する件　二三　五

○環境省

五　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　二　七
六　〃　一〇　六
七　〃　二〇　六
八　国立公園の公園事業を決定する件　二一　五
九　国立公園の公園事業を廃止する件　二一　六
一〇　国立公園の公園事業を変更する件　二一　六

○原子力規制委員会

一　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示　三　八

○防衛省

一三　海上における射撃訓練を実施する件　一三　八
一四　海上における射撃訓練等を実施する件　一三　八
一五―一七　平成二十九年二月六日付けをもって土地の使用を認定した件　一七　九
一八―二一　海上における空対空射撃訓練を実施する件　二二　七
二二　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　二二　八
二三　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二二　八
二四　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二二　八
二五　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件　二七　七
二六―三〇　海上における射撃訓練を実施する件　二八　七
三一―三三　海上における射撃訓練等を実施する件　二八　八
二七　道路に関する件　一　20　八
二八　〃　三　一〇　八
二九　〃　八　一〇　八
三〇　〃　一三　八
三一―三六　道路に関する件　一四　七
三七　都市計画に関する件　二三　一〇　七
三八　〃　二四　37　三七
三九―四二　〃　二四　37　三八
四三　道路に関する件　二四　37　三八

○関東地方整備局

四四　道路に関する件　一　20　一
四五―五一　〃　二八　39　一〇三
五二　那珂川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　三　六　八
三六　道路に関する件　三　八
三七　〃　三　八
三八　〃　三　八
三九　〃　三　八
四〇　〃　三　八
四一　道路に関する件　六　六　八
四二　〃　一三　八
四三　都市計画に関する件　一五　32　二六
四四　道路に関する件　一七　32　二六
四五　多摩川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　一七　32　二六
四六　道路に関する件　二二　八
四七　都市計画に関する件　二二　八
四八　道路に関する件　二四　37　三八
四九　〃　二四　37　三八
五〇　自動車専用道路に関する件　二四　37　三八
五一　〃　二四　37　三八
五二　道路に関する件　二四　37　三八
五三　〃　二四　37　三八
五四　荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　二八　39　一〇三
五五　〃　二八　39　一〇三
五六　道路に関する件　二七　七
五七　〃　二四　37　三八

○北陸地方整備局

五八　道路に関する件　二八　39　一〇三
五　道路に関する件　九　七
六―八　〃　一四　七
九　都市計画に関する件　二三　一〇
○中部地方整備局
一〇　道路に関する件　一　20　二
浄化槽の型式を更新した件　六　六
一一　道路に関する件　九　八
一二　〃　一一　八
一三　〃　一三　八
一四　〃　一二　八
一五　〃　一五　八
一六　〃　一六　七
一七　〃　一七　32　二六
一八　都市計画に関する件　二三　一〇　七
一九　道路に関する件　一　20　二
二〇　〃　二　八
二一　〃　七　八
二二　〃　一三　八
二三　〃　一四　八
二四　〃　一五　八
二五―二八　都市計画に関する件　一四　八
二九　道路に関する件　一五　八
三〇―三四　〃　二四　37　三九

○近畿地方整備局

一八　都市計画に関する件　二四　37　三九
一九　道路に関する件　二七　七
二〇　都市計画に関する件　二八　39　一〇三
二一　道路に関する件　二　八
二二　〃　三　八
二三　〃　八　八
二四―二五　都市計画に関する件　七　八
二六　自動車専用道路に関する件　九　八
二七　道路に関する件　九　八
二八　〃　一〇　八
二九　〃　二〇　七
三〇　〃　二二　九
三一　都市計画に関する件　二二　九
三二　道路に関する件　二七　八
三三　〃　一〇　八
三四　〃　一六　七
三五　〃　一七　七
三六　〃　一八　七
三七　〃　一九　七
三八　〃　二〇　七
三九　〃　二一　七
四〇　〃　二二　七
四一　〃　二三　七
四二　〃　二四　七
四三　道路に関する件　二四　37　三八
四四　〃　二四　37　三八
四五―五一　〃　二八　39　一〇三
五二　道路に関する件　一　20　一
三六　〃　一　20　一
三七　〃　二　八　八
三八　〃　三　八　八
三九　〃　三　八　八
四〇　〃　三　八　八
四一　〃　六　六　八
四二　〃　一三　八
四三　都市計画に関する件　一五　32　二六
四四　道路に関する件　一七　32　二六
四五　多摩川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　一七　32　二六
四六　道路に関する件　二二　八
四七　都市計画に関する件　二二　八
四八　道路に関する件　二四　37　三八
四九　〃　二四　37　三八
五〇　自動車専用道路に関する件　二四　37　三八
五一　〃　二四　37　三八
五二　道路に関する件　二四　37　三八
五三　〃　二四　37　三八
五四　荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　二八　39　一〇三
五五　〃　二八　39　一〇三
五六　道路に関する件　二七　七
五七　〃　二四　37　三八

○中国地方整備局

五八　道路に関する件　二八　39　一〇三
五　道路に関する件　九　七
六―八　〃　一四　七
九　都市計画に関する件　二三　一〇
一〇　道路に関する件　一　20　二
浄化槽の型式を更新した件　六　六
一一　道路に関する件　九　八
一二　〃　一一　八
一三　〃　一三　八
一四　〃　一二　八
一五　〃　一五　八
一六　〃　一六　七
一七　〃　一七　32　二六
一八　都市計画に関する件　二三　一〇　七
一九　道路に関する件　一　20　二
二〇　〃　二　八　八
二一　〃　七　八
二二　〃　一三　八
二三　〃　一四　八
二四　〃　一五　八
二五―二八　都市計画に関する件　一四　八
二九　道路に関する件　一五　八
三〇―三四　〃　二四　37　三九

○四国地方整備局

八　道路に関する件　一　20　二
一一―一九　〃　二〇　七
二〇　都市計画に関する件　二八　39　一〇三
二一　道路に関する件　二七　八
二二　〃　九　八
二三　〃　二二　九
二四　〃　二〇　九
二五　都市計画に関する件　二二　九
二六　道路に関する件　二七　八
二七　〃　一〇　八
二八　〃　一八　八
二九　〃　一〇　八
三〇　〃　一八　八
三一　都市計画に関する件　七　八
三二　道路に関する件　三　八　八
三三　〃　三　八　八
三四　〃　四　八　八
三五　〃　一五　八　八
三六　〃　一七　七　八
三七　〃　一九　七　八
三八　〃　二〇　七　八
三九　〃　二一　七　八
四〇　〃　二二　七　八
四一　〃　二三　七　八
四二　〃　二四　七　八
四三　道路に関する件　二四　37　三八
四四　〃　二四　37　三八
四五―五一　〃　二八　39　一〇三
五二　道路に関する件　一　20　一
三六　〃　一　20　一
三七　〃　二　八　八
三八　〃　三　八　八
三九　〃　三　八　八
四〇　〃　三　八　八
四一　〃　六　六　八
四二　〃　一三　八
四三　都市計画に関する件　一五　32　二六
四四　道路に関する件　一七　32　二六
四五　多摩川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　一七　32　二六
四六　道路に関する件　二二　八
四七　都市計画に関する件　二二　八
四八　道路に関する件　二四　37　三八
四九　〃　二四　37　三八
五〇　自動車専用道路に関する件　二四　37　三八
五一　〃　二四　37　三八
五二　道路に関する件　二四　37　三八
五三　〃　二四　37　三八
五四　荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　二八　39　一〇三
五五　〃　二八　39　一〇三
五六　道路に関する件　二七　七
五七　〃　二四　37　三八

○九州地方整備局

五八　道路に関する件　二八　39　一〇三
五　道路に関する件　九　七
六―八　〃　一四　七
九　都市計画に関する件　二三　一〇
一〇　道路に関する件　一　20　二
浄化槽の型式を更新した件　六　六
一一　道路に関する件　九　八
一二　〃　一一　八
一三　〃　一三　八
一四　〃　一二　八
一五　〃　一五　八
一六　〃　一六　七
一七　〃　一七　32　二六
一八　都市計画に関する件　二三　一〇　七
一九　道路に関する件　一　20　二
二〇　〃　二　八　八
二一　〃　七　八
二二　〃　一三　八
二三　〃　一四　八
二四　〃　一五　八
二五―二八　都市計画に関する件　一四　八
二九　道路に関する件　一五　八
三〇―三四　〃　二四　37　三九